社会福祉法人「蘇南会」

令和８年度 経営方針並びに事業計画

特別養護老人ホーム矢部大矢荘
矢部大矢荘短期入所生活介護事業所
矢部大矢荘通所介護事業所復健館
矢部大矢荘居宅介護支援事業所
ケアハウス光露館
生活困難者に対する支援事業
社会福祉の増進に資する人材育成事業

社会福祉法人 蘇南会 基本理念

『 老後の尊厳ある暮らしを支える 』

社会福祉法人 蘇南会は 1976 年に設立され、今年 50 年目の節目を迎えることとなる。社会福祉事業を取り巻く変化は 50 年前には想像もできないものであったと思われる。高齢者介護を一手に担っていた措置時代から介護保険制度の契約への転換、制度開始に伴う他産業からの介護業界への進出、3 町村合併、過疎少子高齢化など、目まぐるしい変化の中、蘇南会は微力ながら地域の皆様を支え、また、支えられながら成長してきた。蘇南会は、今後も、より山都町のあり様に合わせた運営を継続的に行わなければならない。

昨年度の事業計画でも述べたが、山都町の人口減少、施設数の過多状態、介護職不足の課題は深刻化している。山都町の各々の事業所も経営が厳しく、町全体の変革の必要性を感じる。

矢部大矢荘も定員割れにより、昨年度 9 ユニットを 8 ユニットに減少した。しかし、職員の将来への不安を煽る形となってしまい、全事業所から 11 名が退職した。想定を超える退職数であったが、様々な経費削減と共に、圧していた人件費がいく分か改善され、令和 7 年度は一昨年に比べ経営が安定してきた。

とはいえ、矢部大矢荘は 2011 年の新築移転後、早くも 15 年が過ぎようとしている。空調設備を始め、至る所に早急な修繕を必要とする箇所が出てきており、その点も経営圧迫の要因となっている。また、物価高騰に追いつく術はなく、今後の介護報酬改定や補助金の活用を期待したい。

今年度は、数年前から検討を行ってきた、矢部大矢荘と、通所介護事業所復健館の定員削減、ま

た、通所介護事業所復健館の矢部大矢荘 4 階への移転を実施する予定である。2 か所の事業所をまとめることにより効率化を進め、利用者サービスの向上につなげたい。

また、昨年度は「生産性向上」の取り組みを始め、多くの外部研修受講や施設内での研鑽を進めた。今年度は、生産性向上加算Ⅱを取得し、安全安心な介護を行い、人員不足の課題解決や利用者処遇の改善に努め、介護職分野職員の処遇改善や職場環境改善等に取り組み、職員全体の賃上げの実現や働きやすさが実感できる職場環境を整えていきたい。

1．特別養護老人ホーム矢部大矢荘運営方針並びに事業計画

全体目標：

昨年度から取り組んでいる「生産性向上」の実用化に向け、業務の効率化を目標に掲げ、生産性向上加算Ⅱを取得する。取り組みとしては、円滑な動線の確保や効果的な物品配置の工夫、マニュアルの見直し等を行い、また、見守りセンサーの導入等介護の DX 化に努める。

また、9 ユニットから 8 ユニットになり 1 年が経過、今年度は入所定員を 120 床から 112 床に減らし、空いた居室に通所事業所を移転する。入所と短期入所、通所介護が同じ建物内で動くことで相互間での協力や共有化を進めていきたい。

夜勤体制は、令和 8 年度に 6 名を 5 名に減員予定であったが、業務が滞るとのことで持ち越しとなっている。また、看護師不足により、今までの夜勤体制の見直しが喫緊の課題であるため、オンコールや喀痰吸引、緊急時対応など細部の事項を詰めていく。

また、今年度はインドネシアから 2 名、日本在留のベトナム人 2 名が入職予定である。育成に力を入れ、いち早く即戦力となれるように多方面から支援を行っていきたい。

介護部目標：

① ケアプランに沿って、個性や価値観、生活背景を踏まえ、一人一人に必要なケアを考え、自分らしく生活してもらえるように支援する。
② 人権・虐待を防止する研修を行い、様々な要因が重なりあって起こり得る身体拘束や虐待を未然に防げるように日々のケアの振り返りを行う。
③ 災害や緊急事態などの予期せぬ出来事に、介護サービスを中断することなく混乱を最小限に抑えながら平時より BCP に対する意識を持ちケアに当たる。
④ 生産性向上（業務改善）を実践していくに当たり、ムリムダを見つけ解消し、生み出された時間を利用者のサービスの質の向上、職場環境の改善に有効に活用できるようにする。
⑤ 科学的介護情報システム（LIFE）のデータ入力を行い、フィードバックから得られた情報を利用者の生活の質の向上に繋げられることがあれば、多職種で情報を共有しながらケアを行う。

看護部目標：

① 看護職不足・高齢化により令和 8 年 2 月半ばより経管栄養利用者の受け入れを中止せざるを得ない状況になった。また、オンコール体制整備の必要性が高まっているため、介護職員に適切な医療ケアの実施、緊急時の対応や状態の観察・報告・記録等のスキル向上に向けて、多職種連携を深めながら OJT や職員研修の実施を進めていく。

② オンコール体制において、入所者の負担や苦痛、ご家族の不安が増すことのないよう、協力病院との情報共有や連携に努め、安心できる医療・看護・介護の提供を行っていく。

③ 入所者の病状の変化等、医師との連携の中で、随時、入所者・ご家族へわかりやすい言葉で説明を行い、同意を得ながら対応を進めていく。

④ 入所者・職員の日々の健康管理や予防接種、感染症への予防対策を実施する。また、感染発見時は拡大を最小限に留め、蔓延防止に努める。

⑤ 入所時から看取り期に至るまで、多職種と連携しながら、尊厳ある日々をお手伝いし、入所者が心地よく穏やかな生活が送れるよう支援していく。

⑥ 職員のメンタルヘルスケア、腰痛予防対策に取り組み、入所者や職員本人のためにも健康で長く仕事を続けられるようサポートしていく。

生活相談部目標：

① 利用者の尊厳が保持できるよう、利用者の個性を大切にし、尊厳ある暮らしを支えるための支援をすすめる。

② 利用者が日々の暮らしを安心して過ごせるよう寄り添う理解者として存在し、ひとりひとりの生活ニーズを代弁し、LIFE のフィードバックから得られる情報を活用しながら、個別的ケアと日常生活を一体的に提供し、利用者の安心へとつなげる。

③ 社会福祉法人に求められる地域貢献として、生活困難者レスキュー事業を積極的に取り組む。

④ 地域との関りや関係機関と連携を図り、社会資源の一つとして役割を担う。

機能訓練部目標：

① 訓練室での個別運動などに限定せず、食事・排泄・更衣・移動などの日常生活場面を活用した「生活リハビリテーション」を中心に、入所者の運動機能や自立度に応じた訓練計画を立案、実施し、日常生活動作の自立度を可能な限り高め、生活の質の向上を目指す。

② 個々の身体機能に応じた生活環境を整備し、安心、安全な生活の場を提供する。

③ リフトなどの福祉用具を活用し、利用者の安全確保、重度化予防、職員の腰痛など身体的負担の軽減ができるよう、施設全体で取り組んでいく。（ノーリフトケア）

④ 機能訓練指導員・介護職員・看護職員・管理栄養士・生活相談員等の多職種が連携し、定期的な評価と見直しを行いながら、科学的根拠（LIFE）に基づいた支援を実施する。

栄養部目標：

① 高齢者が食べやすいように食事の固さや盛り付けに注意や工夫を心がけ、利用者に楽しみとしてもらえる安全・安心な食事を提供する。
② LIFE を活用し、利用者の状態を各職種間で情報を共有・連携して対応する。また、利用者の状態把握に努め、栄養状態改善を支援していく。
③ 災害時に混乱なく食事を提供できるように、委託業者と協力するとともに、スタッフにも備蓄食料の種類や提供の仕方などを情報提供し、理解を深めてもらえるよう取り組む。
④ 通所移転に伴う食事提供への作業手順の変更が必要なため、通所スタッフ、委託業者と共に協力し合い、混乱なく、できるだけスムーズに食事が提供できるよう努めていく。

2．矢部大矢荘短期入所生活介護事業および介護予防短期入所生活介護事業所運営方針並びに事業計画

目標：

利用者の心身の状況、もしくはその家族の疾病やその他の理由により、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障がある利用者に対して、短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護の提供を行う。利用者本人の生活支援、また、その家族への介護軽減を行うことで在宅生活の継続が図れることを主たる目標とする。

また、ケアプランデータ連携システムを活用し、業務の効率化や他の事業所への迅速な情報提供を図る。

令和 7 年度は稼働率が低下していたため、8 年度は 90%以上の稼働率が維持できるよう努める。

運営方針：

① 利用者の要介護状態の軽減・悪化防止に努め、日常的に必要な援助を行う。
② 認知症利用者の生活に刺激を与え、また尊厳のある生活を送ることができるよう支援する。
③ サービス提供が5日以上に及ぶ時は、短期入所生活介護計画に基づきケアを提供し画一的なものとならないように配慮する。
④ サービス提供は、基本的に指定介護老人福祉法に準ずる基準で行い、利用者・家族に

サービスの提供方法について丁寧に説明を行う。

⑤ 利用期間中の健康管理に配慮し、異常がある場合は速やかに適切な対応を行う。特に感染症には注意を払い、冬季の利用にあたってはインフルエンザ予防接種の接種確認は必須とする。

⑥ 随時利用者および家族の苦情・相談等の対応に努める。必要時は関係機関・事業所・担当介護支援専門員との連携を図り、安心して短期入所利用および在宅生活が継続できるようにする。

⑦ 利用者の所持品の管理確認を徹底し、トラブルのない短期入所の利用ができるよう各部署の連携を図る。

⑧ 利用期間中および送迎サービス中の事故防止に十分に注意を払う。

⑨ 利用中に自然災害や施設内感染等の災害に見舞われた場合も、利用者・家族が介護困難な状態に陥らないよう入所職員と連携し、安全確保や受け入れの柔軟性を検討していく。

3. 矢部大矢荘通所介護事業所「復健館」運営方針並びに事業計画

目標：

利用者が在宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の介護および機能回復訓練を行う。その人らしい生活を送る「尊厳ある暮らし」を目指し、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の向上、ならびに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図っていく。

復健館では稼働率の低下が喫緊の課題となっている。利用者から選ばれる通所とは何か、自己実現ができる通所とは何かを職員一同で考え、サービスの質の向上に繋げていく。

今年度は、矢部大矢荘 4 階への移転を予定している。移転に当たっては、職員各自が起こりうる課題を想定し、利用者が混乱せず安心して過ごせるように努め、楽しく安全で質の高いケアを提供する。また、矢部大矢荘の職員と共に協働できるところは助け合っていきたい。

また、令和 7 年度末から開始したケアプランデータ連携システムを使用し、データでのやり取りを通じて効率的に他事業所との連携を図っていく。

運営方針：

① 在宅生活の維持に係るサービスの提供

地域との結びつきを重視し、関係市町村、保険者、居宅介護支援事業所等、その他サービス提供を行う他事業所と連携を図り、利用者が一貫したサービスを利用できるように努める。

② 心身機能維持向上訓練・生活行為向上訓練に至る総合的な機能強化

居宅介護支援計画に基づき、居宅訪問や本人、家族、関連機関の各事業所との連携を

密にし、個々の能力に合わせた計画を作成する。また、地域資源を有効に活用し、きめ細やかなサービスを提供する。

特に機能訓練においては、リハ専門職を中心に日常生活の自立ならびに介護負担軽減に効果的につながるような活動を提供する。

総合事業（通所型サービスA）については介護予防の強化を目標に掲げ、機能維持向上訓練、自立した生活の維持ができるような活動を取り入れていく。

事業所内のサービス以外にも社会資源を活用し、買い物やお出かけ等、利用者のニーズに応じたサービスを提供し、はりのある生活を支援する。

③ 認知症利用者の受け入れ

早期診断、治療、介護の流れの中で、適宜、適切な対応を行う。

中度、重度者の受け入れについては、医師、介護支援専門員との連携を取りながら、利用目的を十分に把握し、安全と安心を図っていく。

④ 災害時の対応

デイ利用中、送迎中の大きな災害を想定し、シミュレーションや災害訓練、BCP 訓練を行っておく。利用者が帰宅困難となった場合の宿泊対応も視野に BCP 等の作成を行う。

⑤ その他

利用者の急変時に備え、マニュアルの確認を定期的に行い、速やかにかかりつけ医や専門医療機関に受診に繋げる。

⑥ 科学的介護情報システム（LIFE）の活用

LIFE を活用し、フィードバックから得られた情報をもとに、ケアに生かしていく。

4. 矢部大矢荘居宅介護支援事業所事業の目的及び運営の方針

目標：

介護保険の理念に基づき、在宅の要介護者、要支援者に対し、利用者、家族との信頼関係を基に、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続できるように支援することを目的とする。また、より質の高いケアマネジメントの推進に努力することを目標にする。

運営方針：

① ケアマネジメントの質の向上

・ケアプランの作成に当たり、利用者の心身状況の特性を踏まえ、利用者、家族の意向を尊重しながら、情報分析と課題の整理を行ない、利用者の自立支援に向け、適切なニーズの把握と相応するサービスが提供できるように、また、公正中立の立場からフォーマル・インフォーマルを含めたサービスを計画していく。

・専門職としての質の向上を目指し、事業所内研修の年間計画を作成して実施する。また、事業所外での研修の機会を活かし、自己研鑽に努める。

② 医療・多職種連携の強化

・ケアマネジメントを通じて、医療、介護、福祉の連携を進め、地域ネットワークの充実を目指していく。

・医療ニーズを有する利用者にあっては、入院時の医療機関への情報提供、退院後の在宅支援、日常の療養支援、看取り、急変時の対応等、状況に応じて、医療、介護の連携の要となるように情報交換、共有を図っていく。
・地域包括支援センターが開催する自立支援型地域ケア会議に参加し、地域課題を示し、行政サービスやインフォーマルサービスなどの社会資源の形成、地域包括ケアシステムの構築に関わっていく。
・介護支援専門員実務研修「実習」の受け入れにあたり、実習受け入れ体制の強化と内容の充実を図り、介護支援専門員の育成に協力する。
・感染症や災害が発生した場合であっても利用者に対して必要なサービスが安定的、継続的に提供していけるようにサービス事業所との連携を図り、業務継続計画を策定して、体制を整備していく。
・近年、多様化する利用者の背景、環境において多職種連携による重層的支援が必要な事例への気づきと関係者への連携の働きかけ等、重層的支援体制の一員としての役割を果たしていく。

③ 利用者・家族満足度の向上
・利用者、家族からの苦情については、真摯に受け止め、職員全員で対応策を協議する。直接的な申し出がない場合も想定されるため、相互に得た情報を躊躇なく職員間で共有できる環境をつくる。

④ 業務効率化・働きやすい職場づくり
・サービス事業所間におけるケアプランデータ連携システムの活用率を向上し、紙媒体 FAX 送付の削減等に努める。
・定期的な居宅会議などを通じて意見交換の機会を設け、職員が自由に相談、共有できる環境を整える。困難事例は事業所として共有し、個人に過度な負担がかからない体制を整備する。
・利用者や家族への日頃の接遇を大切にすると同時に、職員同士においても思いやりのある言葉かけや丁寧なコミュニケーションを心がけ、互いを尊重できる職場づくりを目指す。

⑤ 新規利用者の安定確保
・地域包括支援センターや関係機関との情報共有を密に行い、退院調整や新規相談に迅速に対応できる体制を整備する。
・新規依頼に対しては、迅速に連絡を行い、早期のアセスメント実施を心がける。説明責任を果たし、利用者や家族が安心してサービスを選択できるよう、丁寧な対応を徹底する。

5.「ケアハウス光露館」の目標・運営方針

目　標：

熊本地震から１０年という節目を迎え、復興に向けた取り組みは着実に前進している。そんな中、福祉を取り巻く環境は良いとは言いづらく、経営難とも言える状況に立たされている。

まず入居者確保の問題、次に職員不足の問題・・・と色々な課題が山積みと言える。そこで地域に根付いた施設として認められるためには何が必要なのか・・・を原点に立ち返り考える時期でもある。

私達はこの山都福祉村という医療･福祉が充実した施設で働いているという事に誇りを持ち、自分達の仕事に自信を持って取り組み、地域の皆さまに認めてもらう取り組み

へと繋げて行かなくてはならない。

そこで３０年目を迎えるケアハウス光露館としてやるべきことは…

①県や町から発信される情報に対応しながら、地域にお住いの高齢者のニーズを満足させ、信頼される施設として生き延びる為の支援へと繋げていく。

②入居者やご家族の言いなりになるのではなく、施設として“できる事”“できない事”を明確にし、きちんと理解を求めたうえで、職員にかかる負担をなくし「職員を守る職場づくり」に力を注ぐ。

③昨年から施設の改修にも力を入れ改善をしていく中で、入居者の笑顔や生活意欲にも変化を感じている。今後も引き続き、入居者が安全で安心して生活できる環境づくりに努めていく。

以上、３本柱を目標に掲げ、光露館職員一丸となり取り組みます。

運営方針：

（１）入居者の人権を尊重し、自由でプライバシーが確保される安心した生活を援助していく。

（２）感染症の種類や対策を明確にし、勉強会等を通して入居者へわかりやすく説明を行い、毎日の検温、手洗い・うがいの徹底を図り、健康管理に努める。

（３）管理栄養士による栄養管理を行い、委託業者（日清医療食品）により、入居者個々の健康状態に合わせた食事を提供する。また、嗜好調査・食事検討会等でニーズを把握し、季節感のあるバラエティーに富んだメニュー、適温での食事を提供する。食事の雰囲気等にも配慮し特に毎月『楽しいランチ・感謝の日』を行ない、食事の楽しさを味わってもらう。

（４）入居者の活力を高める為、体力面と精神面のリラクゼーションを図る。

（５）入居者の健康管理に配慮し、年一回の健康診断の実施や各医療機関受診等を援助する。また、介護予防に関する施策も取り入れていきながら、入居者の健康増進を図り、その予防や維持に努める。認知症の予防にも努め、その早期発見、受診等を支援する。

（６）介護保険対象の要支援・要介護の入居者に対しては、自立生活が維持できるように、介護保険制度を利用して、個々人にあった生活ができるよう支援する。

（７）常に居室は、自主的に整理整頓をしてもらい、快適な生活を送ってもらえるよう援助する。

（８）入居者の人格・人権を尊重し、ありのままを受け入れるよう努力し、入居者の相談に適切に対応しながら、精神的ケアに努める。

（９）入居者からの日々の意見の受付、また定期的な入居者懇談会の開催等から日常生活上でのニーズを把握し対応していく。また、苦情がある場合は、迅速且つ適切に解決するようにする。
（10）職員は毎月職員会議や職員研修を行なうと共に各種研修会等に参加し、専門職としての自己研鑽に努める。入居者や家族に対しては、専門的な立場から自覚を持ち、思いやりを持って接する。
（11）常にリスクマネージメントに配慮し、早期の対応や予防的対応を重視する。また年二回以上防災避難訓練（夜間想定・昼間想定）を行う。
（12）職員は業務上知り得た入居者及び家族の個人情報に関する守秘義務を遵守する。
（13）職員は、経費節減の観点から、省エネ・節水等に努める。
（14）施設における老朽箇所の洗い出しや修繕等を行い、安心安全な生活を支援する。

6．生活困難者に対する支援事業

目標：

地域社会において様々な生活課題を抱える要支援者に対して、地域貢献活動として相談・援助活動や必要に応じた経済援助活動を実施することにより、緊急的な生活危機の回避・心理的不安の軽減・利用可能な制度への繋ぎになることを目標とする。

運営方針：

① コミュニティソーシャルワーカー（特養職員兼務）を配置し、生活困難者レスキュー事業として地域で生活課題を抱える方の相談に迅速に対応することで課題の解決に努める。
② 経済的援助の必要性を確認したコミュニティソーシャルワーカーは、相談内容に関する資料を作成し施設長に報告する。施設長は、コミュニティソーシャルワーカーからの報告に基づき、経済的援助の可否を決定し、支援に繋げる。
③ コミュニティソーシャルワーカーは、施設長の決済後、生活困難者に同行し、スーパーやインフラ関係、不動産業者、サービス提供事業者等に支払いを行い、その後熊本県社会福祉協議会のレスキュー基金で清算する。
④ １ケースあたりの現物給付による最長支援期間はおおむね１ヶ月とし、生活支援限度額は 10 万円以内とする。
⑤ 生活困難者は、支援後も繰り返し生活困難状態に陥ることが多いため、終結後の継続的なフォローやサポートを実施する。
⑥ コミュニティソーシャルワーカーは定期的に研修を受け研鑽を積み支援に生かす。
⑦ 物価高騰に伴い支援の限界を感じるため、生活支援限度額の見直しについて社会福祉協議会のレスキュー基金に増額の提案を行う。

7．社会福祉の増進に資する人材育成事業

目標：

2040 年には医療・福祉分野で約 96 万人の人材不足が見込まれており、継続的な確保が不可欠とされている。社会課題である介護・看護人材確保のため、また、将来に渡り福祉サービスを安定して提供し続けるために、福祉分野で働く人材を「確保・育成・定着」させることを目的とし、法人として人材育成事業を実施する。

研修や資格取得支援により、利用者の多様で高度なニーズに対応できる人材を育て、また、働きやすい環境整備やキャリアパスの構築を通じて離職を防ぎ、長く働ける環境を整え、経営の安定とサービスの持続性に繋げていきたい。